

指名競争入札公告

社会福祉法人友愛の里の発注する「特別養護老人ホーム彩葉 ナースコール設備一式」購入の指名競争入札について、次のとおり公告します。

令和6年11月18日

社会福祉法人 友愛の里
理事長 有住 静子

1. 備品調達概要

- (1) 対象物件 ナースコール設備一式
詳細については、別紙仕様書のとおりとする。
- (2) 納入場所 兵庫県明石市大久保町大窪2603-205 特別養護老人ホーム彩葉
- (3) 納入時期 法人が指定した日

2. 入札方法等

- (1) 入札方法 指名競争入札
- (2) 予定価格 非公表
- (3) 最低制限価格 無
- (4) 入札保証金 無

3. 入札に参加できるものの形態

単体企業であること。

4. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に定める要件に該当しない者
- (2) 法人の理事長又は理事若しくはこれらの者の親族（6親等以内の血族、配偶者又は3親等以内の姻族）が役員に就いている業者など、法人の理事長又は理事が特別の利害関係を有する業者でない者
- (3) 過去に、器具及び備品等購入に伴う不正行為又はこれらに類する行為等に関与しておらず、入札参加業者として適当であると認められる者
- (4) 形態は単体企業である者
- (5) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でない者
- (6) 兵庫県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者

5. 仕様書等に関する質疑及び同等品申請書の提出

- (1) 質疑及び同等品申請書の受付
提出方法は電話連絡の上、下記連絡先に電子メールにて提出すること。また、見積りの中に同等品がある場合には、事前に「同等品申請書」にて確認をすること。
- (2) 期間
令和6年11月18日(月) 午前10時00分から午後4時00分まで
- (3) 質問書に対する回答
質問書に対する回答は、それぞれの入札参加担当者宛へ随時回答する。
質疑書以外の質問は一切受付けない。

6. 指名競争入札参加資格確認申請書の提出

- (1) 受付期間 公告日から令和6年11月28日（木）まで。

ただし、土曜日、日曜日、祝祭日を除く。

- (2) 受付時間 午前10時から午後4時まで（問合せは午前10時から午後5時まで）
- (3) 提出書類
 - ア 指名競争入札参加資格確認申請書（様式有）
 - イ 会社案内・会社経歴書
 - ウ カタログ資料
- (4) 提出方法 持参のみ（事前連絡必須）※締切日午後4時必着
- (5) 提出・問合せ先
〒674-0051 兵庫県明石市大久保町大窪2603-205
社会福祉法人 友愛の里 特別養護老人ホーム彩葉
担当：小森
電話：078-934-5058 Fax：078-934-5059 E-mail：iroha@yu-ai.or.jp

7. 指名競争入札参加資格確認通知

- (1) 全てに参加資格の有無について書面にて通知を行う。

8. 入札の日時、場所等及び入札に当たっての注意事項

- (1) 日時 令和6年12月5日(木) 午後2時
- (2) 場所 明石市大久保町大窪 2603-205 社会福祉法人 友愛の里 彩葉 1F 会議室
- (3) 入札の決定
即日開札
- (4) 入札時の持参書類
指名競争入札参加資格確認通知、入札書、入札金内訳書、委任状
- (5) 入札書の提出方法
 - ア 入札書は直接持参すること。
 - イ 入札執行回数は、2回までとする。
 - ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - エ 入札金額(首標数字)は訂正することが出来ない。
 - オ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。

{注意事項}

- ・入札書は封かんして、会場内の入札箱に入れること。
 - ・誤算、違算、記載間違いが無いように十分注意すること。
 - ・入札書の宛名は社会福祉法人 友愛の里 理事長宛とすること。
 - ・入札書は別添の様式をコピーしたものを使用すること。
 - ・入札書の日付は入札日を記載すること。
 - ・入札金額には、「配送、運搬にかかる費用」「その他納入物品を引き渡すまでにかかる経費」を見込むこと。
- (6) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。
 - (7) 下記の各項目に該当する入札は無効とする。
 - ① 入札に参加する資格のない者がした入札
 - ② 郵便、電報、電話及び電子メールにより入札書を提出した者がした入札
 - ③ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

- ④ 談合その他不正行為があったと認められる入札
- ⑤ 虚偽の一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者がした入札
- ⑥ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
- ⑦ 次に掲げる入札をした者がした入札
 - ア 入札書の押印のないもの
 - イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
 - ウ 押印された印影が明らかでないもの
 - エ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
 - オ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - カ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - キ 2 以上の入札書を提出した者がしたもの、又は2 以上の者の代理をした者がしたもの
- ⑧ 前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

9. 入札金内訳書の提示

入札に際し、入札日当日に入札金内訳書(様式任意)の提示を求める。入札金内訳書の提示がない場合は、入札に参加することができない。

10. 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、最低価格をもって入札した者を落札した者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。
 - (3) 予定価格の範囲内で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。(入札は二回まで)
 - (4) 上記(3)によっても落札者がいない場合は、①及び②の場合に限り、下記の条件を順守した上で、交渉による随意契約を行うものとする。
 - ①最低価格で入札した者に契約締結の意思がある場合(最低価格で入札した者に契約締結の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。
 - ②再度入札において、入札に応じる者が1者のみとなった場合。
- 条件1. 随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内であること。
条件2. 交渉過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと。

11. 契約方法等

- (1) 契約保証金の徴収は免除する。
- (2) 契約の履行については、発注者及び監理者の指示に従うとともに、県等から指導があった場合には従うこと。
- (3) 一括下請負契約を行わないこと。
- (4) 本契約の締結は本法人の理事会で承認を受けた後とする。

12. その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当って知り得た個人情報、事業者の情報等を漏らしてはならない。
- (3) 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、その他入札契約に関する法令を遵守すること。
- (4) 発注者が、競争性が確保されないと判断した場合のほかやむを得ない理由が生じた時には、入札を取り止める場合がある。